

川崎市測量成果の複製及び使用承認事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、測量法（昭和24年法律第188号。以下「法」という。）第43条及び法第44条の規定に基づく承認を行う際の基準及びその取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 測量成果とは、紙地図、数値地図、空中写真、基盤地図情報等、測量において最終の目的として得た結果をいう。

2 複製とは、測量成果をコピー、スキャン等の測量ではない行為で複製したものを基図として、情報の削除もしくは独自情報を付加すること等をいう。

3 使用とは、測量成果をトレース等により調製し直して、別種の地図を作成すること等をいう。

(承認の申請)

第3条 法第43条及び法第44条の規定に基づく承認申請を行おうとする者は、「測量成果の複製承認申請書」（第1号様式）又は「測量成果の使用承認申請書」（第2号様式）を1部、市長に提出するものとする。

2 承認申請手続きに係る手数料は無料とする。

(承認の基準)

第4条 法第43条及び法第44条の規定に基づく承認申請があった

ときは、国土地理院の「測量法第29条の規定に基づく承認取扱要領（令和元年11月1日国地達第17号）」及び「国土地理院の地図の利用手続フロー」等における事務の取扱いに準じて承認を行うものとする。ただし、承認申請の形式上の要件に適合しない場合又は次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 直接又は間接に営利を目的としたもの
- (2) 測量成果に対し、何ら手を加えずに同一のものを作成する目的で複製又は使用しようとする場合や本市が行う地図等の刊行及びインターネット提供を害するおそれがあると認められるもの
- (3) 偽りその他不正な手段により承認を受けようとするもの
- (4) 公の秩序もしくは善良な風俗に反する目的又は犯罪行為その他違法な行為に用いる目的で複製又は使用することが明らかなもの
- (5) 申請された目的に照らし、適切でない測量成果を複製又は使用するもの
- (6) 複製又は使用の作業方法が不適切で、得られる成果の正確さを確保する上で適切でないもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(審査)

第5条 第3条の申請書を受理した場合には、申請があった日から3日以内に申請内容を審査する。ただし、申請内容に不備等があった場合は、この限りではない。

(承認等の通知)

第 6 条 前条の審査の結果に基づいて承認等の決定をしたときは、遅滞なく、承認申請をした者にその旨を通知する。

2 前項の通知は、「測量成果の複製承認書」（第 3 号様式）又は「測量成果の使用承認書」（第 4 号様式）により行う。

（承認条件）

第 7 条 申請者は、複製又は使用の承認を受けた場合は、承認条件を厳守するものとする。

（禁止事項）

第 8 条 複製又は使用の承認を受けた者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。

- （1）承認書に記載した目的や方法以外に利用すること
- （2）複製又は使用の成果を第三者に譲渡もしくは貸し出すこと
- （3）複製又は使用の成果から第二原図等を再複製すること

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（測量成果の複製承認基準の廃止）

2 測量成果の複製承認基準（平成 6 年 10 月 1 日施行）は廃止する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

測量成果の複製承認申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

申請者 郵便番号

住 所

代表者氏名

測量法第43条の規定により、次のとおり承認を申請します。

複製の目的		
複製する測量成果の種類及び内容		
複製の区域		
複製の方法		
複製の期間		
複製品の縮尺及び名称		
複製品の利用方法及び配布の範囲		
複製申請者機関	名称	
	代表者の役職・氏名	
	担当者の氏名及び連絡先	
	住所	
複製作業機関	名称	
	代表者の役職・氏名	
	住所	
備考		

測量成果の使用承認申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

申請者 郵便番号

住 所

代表者氏名

測量法第44条の規定により、次のとおり承認を申請します。

使 用 の 目 的		
使用する測量成果の 種類及び内容		
測 量 の 区 域		
使 用 の 方 法		
使 用 の 期 間		
成果品の縮尺及び名称		
成 果 の 利 用 方 法 及び配布の範囲		
〽測量 申請 画 者 機 関	名 称	
	代表者の役職・氏名	
	担当者の氏名 及び連絡先	
	住 所	
測 量 作 業 機 関	名 称	
	代表者の役職・氏名	
	住 所	
備 考		

測量成果を使用する場合の詳細

【使用の目的】

【使用方法】

※ 完成に至るまでの作業工程と完成品はどのようなものなのか、以下の事項について具体的に明記してください。

1. システムの概要・機能（デジタルの場合に記載してください）
2. 作成工程（フローチャート等を用いて具体的に）
3. データの構造、編集方法及び精度等
4. 測量成果地図から削除、変更及び抽出するデータ
5. 独自に付加するデータの有無
6. 出力される地図の形態及び精度（縮尺、色調、地図記号等）
7. 完成品の出力方法（画面表示、プリントアウト等の有無）
8. 記録媒体の種類（フロッピーディスク、CD-ROM等）
9. プリントアウトする場合、配布の範囲
10. ネットワーク化の有無

測量成果の使用承認書

川崎市指令ま計第 号

住 所

氏 名

申請のあった測量成果の使用については、測量法第44条の規定に基づき、次の条件を付して承認します。

年 月 日

川 崎 市 長

1. 承認事項

使用の目的		
使用する測量成果の種類及び内容		
測量の区域		
使用の方法		
使用の期間		
成果品の縮尺及び名称		
成果の利用方法及び配布の範囲		
測量作業機関	名 称	
	代表者の役職・氏名	
	住 所	

2. 承認条件

- (1) 成果品には、次の文言を必ず見やすいところに明示してください。
「川崎市の承認を得て同市発行の 号」を使用したものです。
承認番号（川崎市指令ま計第 号）」
- (2) 使用にあたっては、測量法、著作権法等の関係法令を遵守し、申請書記載の目的以外には使用しないでください。作業を外部業者に委託する際は、データが適正に取り扱われるよう、貴機関の責任において適切な措置を講じてください。
- (3) 成果品を得たときは、速やかにその写し1部を提出してください。
- (4) 川崎市が実施した事業において得られた成果を貸与するもので、貴機関の複製目的の事業で必要となる精度、すべての範囲の提供を保証するものではありません。
- (5) 本測量成果の使用により発生した紛争・損害等については、川崎市は一切関知しません。
- ※ この処分に不服があるときは、行政不服審査法の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。